

広域連合議会平成26年第1回定例会 広域連合長提出予定議案概要

番号	件名	概要
議案第1号	平成25年度一般会計補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補正額 2億8,079万3千円 予算総額 8億1,923万円を 11億2万3千円に補正 ○ 歳入は、市町村が行う長寿健康増進事業(以下「健康事業」という。)に係る特別調整交付金、臨時特例基金繰入金、財産収入、前年度繰越金(全額予算化)、諸収入の増額 ○ 歳出は、健康事業に係る前年度特別調整交付金返還金、医療制度事業費補助金返還金、健康事業に係る特別対策補助金、財政調整基金への積立金による増額と総務費執行見込額精査による減額
議案第2号	平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補正額 6億3,101万7千円 総額 3,110億3,917万6千円から 3,116億7,019万3千円に補正。 ○ 歳入は、前年度繰越金の増(返還金に要する財源)。 ○ 歳出は、諸支出金の増(24年度の療養給付費負担金精算による返還金、健康診査事業国庫補助金の精算見込みによる返還金)
議案第3号	平成26年度一般会計予算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算総額 24億3,541万7千円 ○ 歳入は、市町村からの分賦金、事業経費に係る国・府支出金のほか、平成26年度保険料軽減特例措置に係る円滑運営臨時特例交付金等 ○ 歳出は、事務局運営や事業に係る経費のほか、平成26年度保険料軽減特例措置に係る後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等
議案第4号	平成26年度後期高齢者医療特別会計予算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算総額3,066億39万4千円 ○ 歳入は、被保険者の保険料、法定の国・府負担金及び市町村負担金、協会けんぽ・国保等保険者からの支援金、臨時特例基金からの繰入金等 ○ 歳出は、医療給付費等
議案第5号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26・27年度後期高齢者医療保険料率の改定 均等割額47,480円(現行46,390円) 所得割率9.17%(現行9.12%) ○ 賦課限度額の引上げ(55万円→57万円) ○ 保険料軽減対象の拡充(2割、5割軽減)
議案第6号	後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者への保険料軽減のために国から交付される財源を積み立てる当該基金について、平成26年3月31日で設置期限が到来することから、国通知に基づき1年間延長するもの。
同意第1号	監査委員の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欠員となっている監査委員の選任 ・氏名 北村 治千代(八幡市監査委員) 任期 平成26年2月14日～平成30年2月13日
同意第2号	公平委員会委員の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欠員となっている公平委員の選任 ・氏名 山本 昭雄(井手町公平委員) 任期 平成26年2月14日～平成30年2月13日

【参考資料】

- ① 議案第1号 平成25年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- ② 議案第2号 平成25年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・・・ 3

- ③ 議案第3号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- ④ 議案第4号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- ⑤ 議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ 10

- ⑥ 議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特
例基金条例の一部を改正する条例の制定について・・・・ 13

- ⑦ 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

- ⑧ 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

件名 ① 平成25年度一般会計補正予算（第1号）

1 概要

補正前の額	補正額	補正後の額
819,230 千円	280,793 千円	1,100,023 千円

- (1) 主な補正内容としては、市町村において実施する人間ドック等の長寿健康増進事業の所要額の確定による特別調整交付金の増額、前年度繰越金及び今年度の事業執行不用分の財政調整基金への積み立て等となっている。
- (2) 例年補正予算により交付されていた低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者への保険料軽減を図るための円滑運営臨時特例交付金については、平成26年度から当初予算で交付されることから、本広域連合においても議案第3号の平成26年度一般会計予算において計上している。

2 歳入

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額	補正理由
国庫支出金	32,149	221,506	253,655	
(特別調整交付金)	30,000	221,506	251,506	長寿健康増進事業（人間ドック事業等）実施市町村への特別対策補助
財産収入	1	265	266	財政調整基金利子
繰入金	4,673	8,244	12,917	
(後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金)	4,672	8,244	12,916	周知・広報、相談体制整備に係る市町村及び広域連合実施分の繰入
繰越金	1	40,385	40,386	前年度繰越金
諸収入（預金利子）	1	115	116	預金利子
諸収入（雑入）	856	10,278	11,134	
(特別対策補助金返還金)	0	10,278	10,278	平成24年度特別対策補助金返還金
歳入合計	819,230	280,793	1,100,023	

3 歳出

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額	補正理由
総務費	709,514	280,793	990,307	
総務管理費	239,353	10,485	249,838	
(特別調整交付金返還金)	0	10,278	10,278	平成24年度人間ドック等事業所要額確定による返還
(医療制度事業費補助金返還金)	0	207	207	平成24年度保険者機能強化事業所要額確定による返還
業務管理費	444,967	200,080	645,047	
(特別対策補助金)	0	230,463	230,463	人間ドック等市町村実施事業に対する補助金
(事業費)	444,967	△ 30,383	414,584	事業執行不用による減額
財政調整基金積立金	24,668	70,228	94,896	繰越金及び事業執行不用額等の財政調整基金への予算積立
歳出合計	819,230	280,793	1,100,023	

件名 ② 平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1 概要

補正前の額	補正額	補正後の額
311,039,176 千円	631,017 千円	311,670,193 千円

- (1) 平成24年度に健康診査に係る補助金として概算で交付された国庫支出金及び療養給付費に係る市町村負担金について、所要額を確定させたところ超過となったため、前年度の繰越金を活用して返還するもの。
- (2) 歳入は、前年度繰越金。
- (3) 歳出は、国庫支出金返還金 3,145千円、市町村支出金返還金 627,872千円。

2 歳入

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
繰越金	7,417,959	631,017	8,048,976
歳入合計	311,039,176	631,017	311,670,193

3 歳出

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
諸支出金	6,202,851	631,017	6,833,868
（国庫支出金返還金）	0	3,145	3,145
（市町村支出金返還金）	0	627,872	627,872
歳出合計	311,039,176	631,017	311,670,193

件名 ③ 平成26年度一般会計予算

1 概要

平成26年度当初	平成25年度当初	比較（増△減）
2,435,417千円	819,230千円	1,616,187千円

- (1) 予算規模は24億3,541万7千円で、対前年度比16億1,618万7千円の増(197.3%増)となっている。
- (2) 例年と比べて予算規模が大幅に増加しているのは、これまで補正予算により交付されていた低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者への保険料軽減を図るための円滑運営臨時特例交付金が、平成26年度から当初予算で交付されることによるものである。
 なお、当該交付金については、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるため一時的に一般会計で受け入れるものであり、受入額と同額を基金へ積み立てる。
- (3) 当該交付金（17億2,044万3千円）を除いた歳入歳出総額は7億1,497万4千円であり、対前年度比1億425万6千円の減（12.7%減）となっている。
- (4) 平成26年度については、基幹業務の堅実な運営に加え、保険者機能向上等の取組みについて、効果的なものへの重点化や市町村との一層の連携等により推進を図っていく。
- (5) 歳入は、市町村からの分賦金約6億6千万円（据置）のほか、円滑運営臨時特例交付金約17億2千万円、その他国・府支出金約5千万円。
- (6) 歳出は、保険者機能向上の取組として約8千8百万円のほか、今後の電算処理システム機器更改に備えるための積立金として約3千万円、事務局運営に係る経常的な経費として約5億9千7百万円、臨時特例基金積立金約17億2千万円を計上している。

2 歳入

(単位：千円)

区分	主な内容	26年度当初予算額	25年度当初予算額	比較 (増△減)
分担金及び 負担金	市町村分賦金（広域連合を構成する26市町村が負担）	664,431	664,431	0
国・府支出金	事業経費への国・府補助金、円滑運営臨時特例交付金	1,770,330	149,267	1,621,063
繰入金	財政調整基金、 臨時特例基金の取崩し	2	4,673	△4,671
その他	預金利子、 公舎使用料等	654	859	△205
歳入合計		2,435,417	819,230	1,616,187

3 歳出

(単位：千円)

区分	主な内容	26年度当初予算額	25年度当初予算額	比較 (増△減)
議会費	議会運営経費	1,212	1,197	15
総務費		2,424,805	709,514	1,715,291
総務管理費	人件費、事務室賃借料 等経費	207,380	239,353	△31,973
業務管理費	標準システム関係経費 ほか事業経費	466,284	444,967	21,317
臨特基金積 立金	法定軽減を上回る保険 料軽減財源	1,720,443	0	1,720,443
その他	財政調整基金積立ほか	30,698	25,194	5,504
民生費	特別会計への繰出金	2,400	101,519	△99,119
予備費	予算外の執行や予算超過 に充用するための経費	7,000	7,000	0
歳出合計		2,435,417	819,230	△1,616,187

4 保険者機能向上の取組

第2次広域計画に掲げた保険者機能向上を図るため、「保健事業の充実」「医療費の適正化」「市町村等との連携強化」の3本柱を基本方針に据えて取組んでいるが、改善及び充実を図り、より効果的に推進していく。

	事業名	事業概要	26年度 予算案	25年度 当初予算
保健事業の充実	健康づくり推進事業	事業期間満了のため廃止	—	30,000
	保健医療対策推進事業(仮称)	新規 京都府との連携強化を協議している後期高齢者保健医療対策推進協議会での議論を踏まえ、介護、福祉等の他分野との連携強化を図る事業などを実施するとともに、保健事業に関連する国の新規事業や後期保健事業実施指針等を踏まえた事業の充実を図り、被保険者の健康の保持・増進並びにQOL向上を目指す。	30,000	—
	健康診査(追加項目)への補助	腎機能低下の早期発見のため、市町村が実施する血清クレアチニン検査費用の一部を、広域連合が独自に補助する。(血清クレアチニンの検査費用は、国庫補助対象外。)	3,885	3,804
医療費の適正化	後発医薬品利用差額通知	医療費適正化の一環として、指定する薬剤(生活習慣病や慢性疾患)について、1か月に14日以上処方され、後発医薬品に切り替えた場合の1薬剤、1処方ごとの差額が300円以上となる被保険者に対して、利用差額通知を送付する。 拡充 ・後発医薬品希望カードを同封する。 (カード増刷分は別途予算計上)	2,975	4,042
	第三者求償確認事務	交通事故等、傷病の原因が第三者の行為によるものについて、第三者に対して医療費の求償を進めるため、被保険者宛に傷病の原因の調査文書を送付し、必要な届の提出を促す。(予算額には、国保連合会へ支払う第三者求償事務手数料を含む。)	20,752	16,947
	鍼灸等療養費審査	鍼灸、あんま・マッサージの支給申請に対する審査強化のため、審査業務、患者照会の発送業務等を委託する。 拡充 ・患者調査の重点化 ・患者調査・返戻後の再請求状況の分析 ・入院レセプトとの突合 ・施術師への請求ルールの徹底(ホームページ等)	9,216	11,920
	療養費(受領委任)医療費通知	被保険者の療養費支給状況の確認や制度の理解促進を図るため、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージの施術を受けた被保険者に、年2回、療養費の医療費通知を送付する。	7,487	21,267

市町村等との連携強化	市町村における健康対策事業等への支援		市町村で実施される後期高齢者医療被保険者を対象とした健康対策事業等の取組を支援する。	7,020	6,958	
	意見を聴く場の設置		市町村との協議の場を設け、広域連合の運営方針の共有や市町村ニーズの把握に努める等一層の連携強化を図る。	200	400	
	広報機能強化事業		広域連合が指定する内容の広報を実施した市町村に対し、市町村規模に応じた経費を補助する。	4,753	4,672	
	意見を聴く場から出された意見に基づく事業					
	周知広報研究事業	新規		市町村懇談会において出された、「被保険者への説明に特に苦慮している制度（特別徴収から普通徴収への切り替え、第三者行為の届け出等）について、何か説明用リーフレット等あるとありがたい」という意見に基づき実施するもの。被保険者の制度への理解促進を図るため、各市町村において独自に作成されている資料を収集、集約しながら、周知広報に関する研究について、市町村と共同で取り組む。	1,600	—
	研修事業	新規		従来の初任者研修に加え、業務研修や後期高齢者医療保険制度に関する研修を実施し、市町村と広域連合職員双方での業務の習熟度向上を図る。	100	—
合 計				87,988	100,010	

件名 ④ 平成26年度後期高齢者医療特別会計予算

1 概要

平成26年度当初	平成25年度当初	比較（増△減）
306,600,394 千円	304,896,425 千円	1,703,969 千円

- (1) 予算規模は3,066億円で、対前年度比約1.7億円の増（0.6%増）。
- (2) 歳出の大半は保険給付費となっている。予備費が前年度から著増となっているが、平成27年度の保険料軽減に要する財源が含まれることによるもの。
- (3) 歳入は、主に、市町村が収納する保険料、保険給付費に対する国・京都府・市町村の法定の負担金、国保・健保保険者等からの支援金である。
繰越金は、保険料軽減に当てるもので、平成27年度に活用する分を含むため、前年度より大幅な増額となっている。

2 歳入

（単位：千円）

区分	主な内容	26年度当初予算額	25年度当初予算額	比較（増△減）
市町村支出金	保険料、 基盤安定負担金、 療養給付費負担金	52,562,388	52,431,485	130,903
国支出金	給付費の一部の国からの支出金等	95,189,514	94,225,490	964,024
府支出金	給付費の一部の府からの支出金等	25,755,312	25,640,887	114,425
支払基金交付金	国保・健保保険者等からの支援金等	127,594,160	128,984,021	△1,389,861
繰越金	保険料軽減の財源	3,260,000	1,275,208	1,984,792
繰入金 諸収入等	基金からの繰入金等	2,239,020	2,339,334	△100,314
歳入合計		306,600,394	304,896,425	1,703,969

3 歳出

(単位：千円)

区分	主な内容	26年度当初予算額	25年度当初予算額	比較 (増△減)
保険給付費	保険給付費、 審査支払手数料等	304,271,228	304,118,640	152,588
拠出金	府財政安定化基金 拠出金、 特別高額医療費 共同事業拠出金	311,440	425,404	△113,964
保健事業費	市町村健診事業 補助	320,940	290,281	30,659
公債費、 諸支出金	保険料還付金等	61,100	61,100	0
予備費	翌年度保険料軽減 分等	1,635,686	1,000	1,634,686
歳出合計		306,600,394	304,896,425	1,703,969

件名 ⑤ 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

2年ごとに改定することとされる後期高齢者医療保険料率について、次期（平成26・27年度）保険料率を定めるもの。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い保険料の賦課限度額及び保険料軽減について改めるもの。

2 改正の内容

(1) 平成26・27年度後期高齢者医療保険料率

		平成26・27年度	平成24・25年度	改定額・率
保険料率	均等割額	47,480円	46,390円	1,090円
	所得割率	9.17%	9.12%	0.05%
1人当たり 平均保険料額 (軽減後)		73,822円	74,286円	△464円 △0.6%

(2) 賦課限度額の引き上げ 55万円→57万円

中低所得者の保険料負担軽減のため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令において、賦課限度額が引き上げられたことによるもの。

(3) 保険料軽減対象の拡大

保険料軽減対象を拡大するため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令において、対象となる軽減判定所得の基準額が引き上げられたことによるもの。

① 2割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数

② 5割軽減の拡大…現行、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯について対象とするとともに、軽減となる所得基準額を引き上げる。

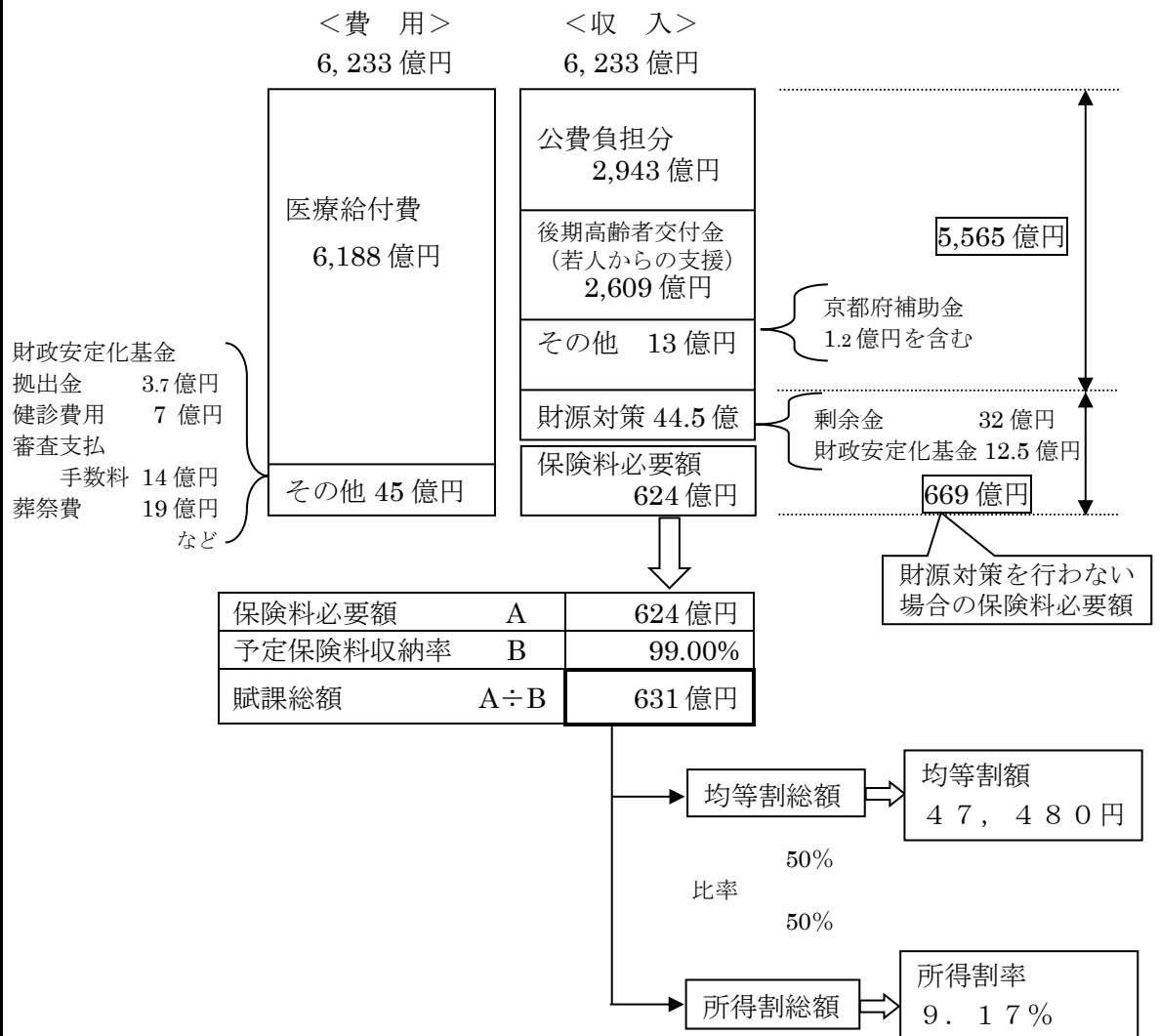
(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数

3 施行日

平成26年4月1日

<保険料算定のしくみ（平成26・27年度 2か年）>



<医療給付費の算定方法>

年 度	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (見込)	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度 (見込)
1人当たり医療給付費(A)	915,326 円	928,141 円	942,991 円	957,136 円
伸び率 (対前年度)	0.02%	1.4%	1.6%※	1.5%
伸び率 (対 24 年度)	—	—	3.0%	4.6%
被保険者数 (B)	304,002 人	312,514 人	320,952 人	330,260 人
伸び率 (対前年度)	2.8%	2.8%	2.7%	2.9%
伸び率 (対 24 年度)	—	—	5.6%	8.6%
給付費等総額 (A)×(B)	2,783 億円	2,901 億円	3,027 億円	3,161 億円
2か年分 給付費総額	5,684 億円		6,188 億円	

※診療報酬改定分+0.1%を含む。

後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 保険料 (所得割率)</p> <p>第8条 平成26年度及び平成27年度の所得割率は、<u>100分の9.17</u>とする。 (被保険者均等割額)</p> <p>第9条 平成26年度及び平成27年度の被保険者均等割額は、<u>47,480円</u>とする。 (保険料の賦課限度額)</p> <p>第10条 第4条の賦課額は、<u>570,000円</u>を超えることができない。 (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に245,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>450,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条及び第14条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保険料 (所得割率)</p> <p>第8条 平成24年度及び平成25年度の所得割率は、<u>100分の9.12</u>とする。 (被保険者均等割額)</p> <p>第9条 平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、<u>46,390円</u>とする。 (保険料の賦課限度額)</p> <p>第10条 第4条の賦課額は、<u>550,000円</u>を超えることができない。 (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者<u>(当該世帯主を除く。)</u>の数に245,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>350,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p>

件名 ⑥ 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

後期高齢者医療制度臨時特例基金の失効日を延長する。

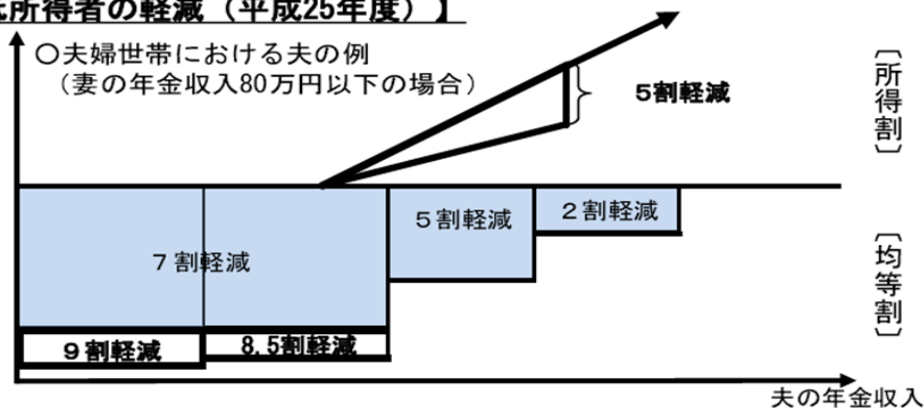
2 改正の内容

低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者への保険料軽減のために国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てる当該基金について、平成26年度も保険料軽減が継続されるため、平成26年3月31日となっている失効日を、国通知に基づき1年間延長する。

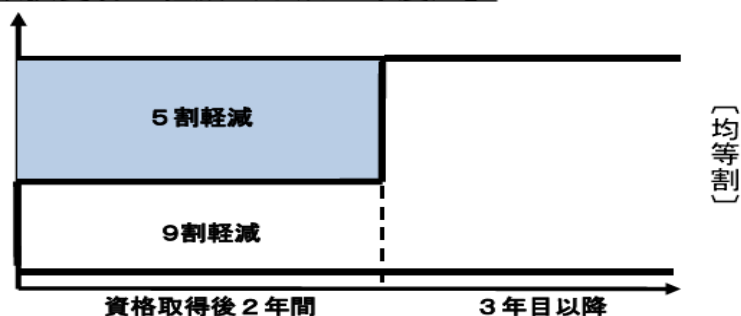
なお、本基金については、次のような特例措置に活用している。

- ①低所得者の更なる保険料軽減（均等割9・8.5軽減、所得割5割軽減）
- ②元被扶養者の更なる保険料軽減（均等割軽減、期限なし）

【低所得者の軽減（平成25年度）】



【元被扶養者の軽減（平成25年度）】



※制度上の軽減は75歳到達から2年間限りとされているが、特例措置により、期限なしで軽減されている(政令附則)。

※網掛け部分は法定軽減であり、白抜き部分が予算措置による軽減。

後期高齢者医療制度臨時特例基金条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>

件名 ⑦ 監査委員の選任について

識見者の監査委員であった おおにし しずお 大面 鎮雄 氏 の後任の委員として、次の者を選任するもの。

氏名 きたむら はるちよ 北村 治千代 (八幡市監査委員)

任期 平成26年2月14日～平成30年2月13日

<参考>

※議員選出の監査委員

氏名 ながおか かずお 長岡 一夫 (木津川市議会議員)

任期 平成25年8月23日～平成27年4月23日

京都府後期高齢者医療広域連合規約 (抜粋)
(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

件名 ⑧ 公平委員会委員の選任について

公平委員会委員であった ^{たにがわ}谷川 ^{としあき}利明 氏 の後任の委員として、次の者を
選任するもの。

氏名 ^{やまもと}山本 ^{あきお}昭雄（井手町公平委員）

任期 平成26年2月14日～平成30年2月13日

<参考>

※現在、在任中の公平委員会委員

氏名 ^{よねだ}米田 ^{やすこ}泰子（京田辺市公平委員）

任期 平成22年8月27日～平成26年8月26日

氏名 ^{あしだ}蘆田 ^{かつみ}勝己（福知山市公平委員）

任期 平成23年8月19日～平成27年8月18日

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2

- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。